

【反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意について】

1. 私は、現在『〔ア〕暴力団，暴力団員，暴力準構成員，暴力団関係企業，総会屋等，社会運動等標榜ゴロ，特殊知能暴力集団等（以下、単に「暴力団員等」という。）』、『〔イ〕暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者』、『〔ウ〕暴力団員等と次の各号のいずれかの関係を有する者』及び『〔エ〕その他前記〔ア〕・〔イ〕・〔ウ〕に準ずる者』のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来に亘っても、該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係。
 - ③ 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、または、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係。
 - ⑤ その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係。

2. 私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または、暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて、鶴岡信用金庫（以下、単に金庫という。）の信用を毀損し、または、金庫の業務を妨害する行為。
 - ⑤ 本条第1項の各号にいう『関係を有する』と認められるような行為。
 - ⑥ その他前各号に準ずる行為。

3. 私が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は金庫から請求があり次第、金庫に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定により、私に損害が生じた場合にも、金庫になんら請求をしません。また、金庫に損害が生じたときは、私はその責任を負います。